

お客さま各位

令和3年4月
長野信用金庫

預金規定の一部改定のお知らせ

平素は長野信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和3年4月5日からローソン銀行とのATM直接提携が開始されます。

これを受け、下記のとおり法人カードの取り扱いが可能な金融機関を追加し、預金規定を改定させていただきます。

記

1. 改定する預金規定

法人カード規定

2. 改定内容

(カードの利用)

普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下「預金」といいます。）について発行した「しんきんキャッシュカード」（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

(省略)

① 当金庫およびしんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）、**ゆうちょ銀行およびローソン銀行**の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預け入れをする場合

② 当金庫、提携金庫、**ゆうちょ銀行およびローソン銀行**の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合

(省略)

2. 改定日

令和3年4月5日（月）

以上